

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この機構は、患者に対する良質かつ適切な医療の確保その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報、医療機関等（健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 63 条第 3 項各号に掲げる病院若しくは診療所若しくは薬局又は同法第 88 条第 1 項に規定する指定訪問看護事業者をいう。第 33 条第 1 項第 5 号及び第 49 条第 4 項において同じ。）及び保険者（全国健康保険協会若しくは健康保険組合、都道府県及び市町村若しくは国民健康保険組合、後期高齢者医療広域連合、法律で組織された共済組合又は日本私立学校振興・共済事業団をいう。以下同じ。）における業務運営の効率化その他の医療の効率的な提供に資する情報並びに医療に要する費用の適正化（次条において「医療費適正化」という。）に資する情報について、これらの情報（第 33 条第 1 項第 7 号において「保健医療等関連情報」という。）の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進並びにこれらのための情報基盤の整備及び運営に関する事務を行うとともに、保険者が医療保険各法等（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律をいう。以下同じ。）の規定に基づいて行う療養の給付及びこれに相当する給付の費用について療養の給付及びこれに相当する給付に係る医療を担当する者（以下「診療担当者」という。）に対して支払うべき費用（以下「診療報酬」という。）の迅速適正な支払を行い、併せて診療担当者から提出された診療報酬請求書の審査を行うほか、保険者の委託を受けて保険者が医療保険各法等の規定により行う事務を行うことを目的とする。

2 この機構は、前項に規定するもののほか、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法（昭和 23 年法律第 129 号。以下「法」という。）以外の法律の規定により機構が行うこととされた保険者との財政調整に関する業務及びその他の業務を行うことを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 この機構は、診療報酬請求書の審査における公正性及び中立性の確保を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進、診療報酬請求書情報等の分析等（第 33 条第 1 項第 7 号に規定する業務をいう。）を通じた国民の保健医療の向上及び福祉の増進並びに医療費適正化、情報通信の技術の活用による業務運営の効率化の推進並びに業務運営における透明性の確保に努めるとともに、医療保険制度の安定的かつ効率的な運営に資するよう、国民健康

保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）と有機的に連携しつつ、診療担当者に対する診療報酬の適正な請求に資する支援その他の取組を行うよう努めなければならない。

（設立の根拠及び名称）

第 3 条 この機構は、法に基づいて設立し、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構と称する。

（事務所の所在地）

第 4 条 この機構は、主たる事務所（以下「本部」という。）を東京都に置く。

第 2 章 運営会議

（運営会議の設置及び組織）

第 5 条 この機構に、機構の業務の方針を決定する機関として運営会議を置く。

2 運営会議の委員は、次の各号に掲げる者から選任するものとし、その数は、それぞれ当該各号に定める員数以内とする。

一 保険者を代表する者 3 人

二 診療担当者を代表する者 3 人

三 被保険者を代表する者 1 人

四 地方公共団体を代表する者 1 人

五 保健医療又は保健医療に係る情報システムに関して高い識見を有する者その他の学識経験者 1 人

3 前項の選任は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に定める団体の推薦（第 3 号にあっては共同推薦）によるものとする。

一 前項第 1 号に掲げる者 その所属団体又は連合会

二 前項第 2 号及び第 3 号に掲げる者 それぞれの所属団体

三 前項第 4 号に掲げる者 都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 263 条の 3 第 1 項に規定する全国的連合組織で同項の規定による届出をしたものをいう。次項において同じ。）

4 前 2 項の規定により委員を選任しようとするときは、1 月を下らない期間を定め、その期間内に、保険者を代表する者、診療担当者を代表する者、被保険者を代表する者及び地方公共団体を代表する者につき、候補者を推薦することを、それぞれの所属団体、連合会並びに都道府県知事、市長及び町村長の全国的連合組織に求めるものとする。ただし、その期間内に推薦がないときは、運営会議がこれを選任する。

5 第 2 項第 5 号に掲げる者は、運営会議が選任する。

6 委員の選任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

7 補欠の委員の選任については、第 2 項から前項までの規定を準用する。

(運営会議の委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(運営会議の委員の解任)

第7条 運営会議は、法第8条第6項の規定により厚生労働大臣から委員を解任すべきことを命じられたときは、その委員を解任しなければならない。

2 運営会議は、委員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他委員たるに適しないと認めるときは、その委員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 委員の解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(運営会議の議決事項)

第8条 次に掲げる事項は、運営会議の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 第49条第1項に規定する中期計画及び第50条に規定する年度計画の作成又は変更

三 事業計画及び収支予算の作成又は変更

四 事業状況報告書及び収支決算書並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成

五 その他この機構の業務の運営に関する重要事項

2 前項各号に掲げる事項のうち、第28条に規定する事項に係るものについては、前項の規定にかかわらず、運営会議の議決を経ることを要しないものとすることができる。

3 監事は、運営会議に出席して、意見を述べることができる。

4 厚生労働大臣又はその指名する職員その他の機構の業務に係る関係者は、運営会議において意見を述べるすることができる。

5 運営会議は、機構の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、理事長に対し、機構の業務並びに資産及び債務の状況に関し報告をさせることができる。

6 運営会議は、役員又は職員の行為が法令又は定款に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、理事長に対し、当該行為の是正のため必要な措置を講ずることを命ずることができる。

(運営会議の議長)

第9条 運営会議に議長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 議長は、会務を総理し、運営会議を代表する。

3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、議長のあらかじめ指定する委員がその職務を行う。

(運営会議の招集)

第10条 運営会議は、議長が招集する。

2 委員の2分の1以上又は監事から、会議の目的たる事項を示して請求があったときは、議長は速やかに運営会議を招集しなければならない。

3 議長は、運営会議を招集するときは、委員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、あらかじめ文書により通知しなければならない。

(運営会議の定足数及び議決方法)

第11条 運営会議は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 運営会議の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営会議の議事録)

第12条 運営会議の議事については、議事録を作成し、議長及び委員2名がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

(運営会議の運営)

第13条 第8条から前条までに定めるもののほか、運営会議の運営に関し必要な事項は、運営会議が別に定める。

第3章 役員等

(役員)

第14条 この機構に役員として、理事長1人、理事（医療情報化推進担当理事を除く。第3項、次条、第16条第7項及び第4章において同じ。）4人以内、審査支払運営委員12人以内及び監事4人を置く。

2 この機構に役員として、医療情報化推進担当理事1人以内を置くことができる。

3 理事のうち1人を総務担当理事とする。

(役員の職務及び権限)

第15条 理事長は、この機構を代表し、その業務を総理する。

2 総務担当理事は、医療情報化推進業務（法第28条第1項に規定する医療情報化推進業務をいう。以下同じ。）以外の業務について、この機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理するとともに、理事長の定めるところにより、理事長に事故があるときには、その職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。

3 医療情報化推進担当理事は、医療情報化推進業務について、この機構を代表し、理事長を補佐して機構の業務を掌理するとともに、理事長の定めるところにより、理事長に事故があるときには、その職務を代理し、理事長が欠員のときにはその職務を行う。

4 理事は、理事長の定めるところにより、この機構を代表し、理事長、総務担当理事及び医療情報化推進担当理事を補佐して機構の業務を掌理すると

ともに、理事長及び総務担当理事又は医療情報化推進担当理事に事故のあるときには、その職務を代理し、理事長及び総務担当理事又は医療情報化推進担当理事が欠員のときには、その職務を行う。

5 理事又は審査支払運営委員は、審査委員会に出席して、第37条第1項に規定する審査等（以下この条において同じ。）に関して意見を述べ、必要ある場合には、審査等の内容につき説明を求めることができる。

6 監事は、この機構の業務を監査し、財務及び統計に関する報告を徴する。

7 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、運営会議、理事長又は厚生労働大臣（第33条第4項第6号に規定する子ども・子育て支援納付金関係業務に係る事項にあつてはこども家庭庁長官）に意見を提出することができる。

（役員の選任）

第16条 理事長及び理事は、運営会議が選任する。ただし、医療情報化推進担当理事については、運営会議は、情報通信の技術に関する高度かつ専門的な知識経験を有する者のうちから、当該医療情報化推進担当理事を選任しなければならない。

2 審査支払運営委員は、保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び被保険者を代表する者から、それぞれの所属団体の推薦に基づき、運営会議が選任するものとし、その数については、各々同数とする。

3 監事は、保険者を代表する者、診療担当者を代表する者、被保険者を代表する者及び公益を代表する者から、運営会議が選任するものとし、その数は、保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び被保険者を代表する者については、各々同数とする。

4 前項の選任は、保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び被保険者を代表する者については、それぞれの所属団体の推薦によるものとする。

5 前3項の規定により審査支払運営委員又は監事を選任しようとするときは、運営会議の議長は1月を下らない期間を定め、その期間内に、保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び被保険者を代表する者につき、候補者を推薦することを、それぞれの所属団体に求めるものとする。ただし、その期間内に推薦がないときは、運営会議がこれを選任する。

6 役員の選任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

7 総務担当理事は、理事長が理事の中からこれを指名する。

8 補欠の役員の選任については、第1項から第6項までの規定を準用する。

（役員の任期）

第17条 理事長の任期は、3年とし、理事長以外の役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

（役員の欠格条項）

第18条 政府又は地方公共団体の職員（保険者たる地方公共団体の職員及び

非常勤の職員を除く。)は、役員となることができない。

(役員解任)

第19条 運営会議は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至ったとき又は法第14条第3項の規定により厚生労働大臣から役員を解任すべきことを命じられたときは、その役員を解任しなければならない。

2 運営会議は、役員が次の各号のいずれかに該当するとき、その他役員たるに適しないと認めるときは、厚生労働大臣の認可を受けて、その役員を解任することができる。

一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

二 職務上の義務違反があるとき。

3 第1項に定める役員解任は、厚生労働大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(代表権の制限)

第20条 この機構と理事長の利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合は、監事が機構を代表する。

(顧問)

第21条 この機構に、顧問を置くことができる。

2 顧問の選任及び解任は、運営会議の議決を経て理事長がこれを行う。

3 第1項に規定する顧問のうち、理事長の指定する者を常任顧問とする。

(参与)

第22条 審査支払運営委員会に参与5人以内を置くことができる。

2 参与の選任及び解任は、理事長がこれを行う。理事長は、第33条に規定する業務の関係者につき参与の選任を行うものとする。

3 参与は、審査支払運営委員会の議事に参与するものとする。

(職員任命)

第23条 この機構の職員は、理事長が任命する。

(理事長特任補佐)

第24条 この機構に、理事長特任補佐3人以内を置くことができる。

2 理事長特任補佐は、理事長が任命する。

3 理事長特任補佐は、この機構の特に重要な課題について、理事長の命を受け理事長を補佐する。

(執行役)

第25条 関係事務を統括処理させるため、この機構の本部に執行役を置き、職員のうちから理事長が任命する。

(代理人の選任)

第26条 理事長は、理事又は職員のうちから、機構の業務の一部に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第4章 審査支払運営委員会

(審査支払運営委員会の構成)

第27条 この機構に審査支払運営委員会を置く。

2 審査支払運営委員会は、理事長、理事及び審査支払運営委員で組織する。

3 監事及び常任顧問は、審査支払運営委員会に出席して、意見を述べることができる。

(審査支払運営委員会の議決事項)

第28条 審査支払運営委員会は、この定款に別に定めるもののほか、運営会議の権限のうち、医療情報化推進業務以外の業務のみに関する次の各号に掲げる事項を審議し決定する。

一 定款の変更及び業務方法書の作成又は変更

二 事業計画及び収支予算の作成又は変更

三 事業状況報告書及び収支決算書（第33条第4項に規定する業務に係るものにあつては事業報告書及び決算報告書）並びに財産目録、貸借対照表及び損益計算書の作成

四 各保険者との間の契約の締結

五 その他この機構の業務の運営に関する重要事項

(審査支払運営委員会の議長)

第29条 審査支払運営委員会の議長は、理事長がこれに当たる。

(審査支払運営委員会の招集)

第30条 審査支払運営委員会は、理事長が招集する。

2 理事及び審査支払運営委員の2分の1以上又は監事から、会議の目的たる事項を示して請求があつたときは、理事長は速やかに審査支払運営委員会を招集しなければならない。

3 理事長は、審査支払運営委員会を招集するときは、理事及び審査支払運営委員に対し、会議の目的たる事項、日時及び場所を示して、あらかじめ文書により通知しなければならない。

(審査支払運営委員会の定足数及び議決方法)

第31条 審査支払運営委員会は、構成員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審査支払運営委員会の議事は、出席した構成員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事録)

第32条 審査支払運営委員会の議事については、議事録を作成し、議長及び理事又は審査支払運営委員2名がこれに署名し、又は記名押印しなければならない。

第5章 業務運営

第1節 業務

(業務)

第33条 この機構は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 保険者から委託された健康保険法第205条の4第1項第2号、船員保険法（昭和14年法律第73号）第153条の10第1項第2号、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第47条の3第1項第2号、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第114条の2第1項第2号、国民健康保険法第113条の3第1項第1号、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の33第1項第2号又は高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2第1項第1号に掲げる情報の収集又は整理に関する事務を行うこと。
- 二 保険者から委託された健康保険法第205条の4第1項第3号、船員保険法第153条の10第1項第3号、私立学校教職員共済法第47条の3第1項第3号、国家公務員共済組合法第114条の2第1項第3号、国民健康保険法第113条の3第1項第2号、地方公務員等共済組合法第144条の33第1項第3号又は高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2第1項第2号に掲げる情報の利用又は提供に関する事務を行うこと。
- 三 保健事業等（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）（以下「医療介護総合確保法」という。）第35条第2項に規定する保健事業等をいう。次号において同じ。）に資するために行う次に掲げる処方箋（書面に代えて当該処方箋に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成した場合における当該電磁的記録を含む。以下この号において同じ。）の提供等に関する業務
 - イ 医療介護総合確保法第12条の2第1項の規定により処方箋の提供を受け、同条第2項の規定に基づき当該処方箋に記録された情報を閲覧することができるようにするとともに、同項の規定により、患者又は現にその看護に当たっている者の求めに応じて、調剤を実施する薬局に対し当該処方箋を提供し、同条第3項及び第5項の規定により情報の提供を受ける業務
 - ロ 医療介護総合確保法第12条の2第1項の規定により提供を受けた処方箋に記録された情報並びに同条第3項及び第5項の規定により提供を受けた情報を記録し、管理し、及び活用するとともに、処方され、又は調剤された薬剤に関する情報を医療機関及び薬局が相互に共有す

ることに資する業務

- ハ 医療介護総合確保法第12条の2第4項の規定により、同項の厚生労働省令で定める者の求めに応じて、当該者に対し同条第3項の規定により提供を受けた情報を提供する業務
 - ニ 医療介護総合確保法第12条の2第8項の規定により、医師若しくは歯科医師又は薬剤師の求めに応じて、同条第6項又は第7項に規定する情報を提供する業務
 - ホ 薬局の開設者からの委託を受けて、当該薬局で調剤済みとなった処方箋（医療介護総合確保法第12条の2第2項の規定により提供されたものに限る。）を保管する業務
- 四 保健事業等に資するために行う次に掲げる電子診療録等情報（医療介護総合確保法第12条の3第1項に規定する電子診療録等情報をいう。以下この号において同じ。）に関する業務
- イ 医療介護総合確保法第12条の3第1項の規定により電子診療録等情報の提供を受け、同条第2項の規定に基づき国民が自らの電子診療録等情報を閲覧することができるようにするとともに、同項の規定により、医師等（同項に規定する医師等をいう。以下この号において同じ。）の求めに応じて、医師等に対し電子診療録等情報を用いて必要な情報を提供し、又は閲覧することができるようにする業務
 - ロ 医療介護総合確保法第12条の3第1項の規定により提供を受けた電子診療録等情報を記録し、管理し、及び活用する業務
- 五 医療機関等が行う電子資格確認（健康保険法第3条第13項に規定する電子資格確認をいう。）の実施に必要な費用その他地域において効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するための医療機関等の提供する医療に係る情報化の促進に要する費用を補助する事務を行うこと。
- 六 医療介護総合確保法第12条第2項の規定に基づき情報を提供する事務を行うこと。
- 七 診療報酬請求書及び特定健康診査等（高齢者の医療の確保に関する法律第18条第2項第1号に規定する特定健康診査等をいう。）に関する記録に係る情報その他の保健医療等関連情報の収集、整理及び分析並びにその結果の活用の促進並びにこれらのための情報基盤の整備及び運営に関する事務（前各号に掲げるものを除く。）を行うこと。
- 八 各保険者（国民健康保険法の定めるところにより都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険にあっては、市町村。以下この項において同じ。）から、毎月、その保険者が過去3箇月において最高額の費用を要した月の診療報酬の法第18条第1項第8号に規定する政令で定める月数分に相当する金額の委託を受けること。
- 九 診療担当者の提出する診療報酬請求書に対して、厚生労働大臣の定めるところにより算定した金額を支払うこと。

十 診療担当者の提出する診療報酬請求書を審査（その審査について不服の申出があった場合の再審査を含む。以下同じ。）を行うこと。

十一 前2号に準じ、訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支払及び審査を行うこと。

十二 保険者から委託された医療保険各法等による保険給付の支給に関する事務（第8号から前号までに掲げるものを除く。）を行うこと。

十三 前各号の業務に附帯する業務

十四 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的を達成するために必要な業務

2 この機構は、前項に定める業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 生活保護法（昭和25年法律第144号）第80条の4第1項又は防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和27年法律第266号）第22条第3項（第2号に係る部分に限る。）の規定により情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を委託されたときは、その収集若しくは整理又は利用若しくは提供に必要な事務を行うこと。

二 生活保護法第53条第3項、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の20第3項（同法第21条の2、第21条の5の30及び第24条の21並びに母子保健法（昭和40年法律第141号）第20条第7項において準用する場合を含む。）、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第15条第3項（同法第20条第3項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第15条第3項若しくは第20条第1項、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第40条第5項（同法第44条の3の2第2項及び第50条の3第2項において準用する場合を含む。）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）第84条第3項、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第14条第1項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第73条第3項又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第25条第3項の規定により医療機関の請求することのできる診療報酬の額又は被爆者一般疾病医療機関若しくは保険医療機関等若しくは生活保護指定医療機関に支払うべき額の決定について意見を求められたときは、意見を述べること。

三 生活保護法第53条第4項、戦傷病者特別援護法第15条第4項（同法第20条第3項において準用する場合を含む。）、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第15条第4項若しくは第20条第2項、児童福祉法第19条の20第4項（同法第21条の2、第21条の5の30及び第24条の21並びに母子保健法第20条第7項において準用する場合を含む。）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第40条

第6項（同法第44条の3の2第2項及び第50条の3第2項において準用する場合を含む。）、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第84条第4項、石綿による健康被害の救済に関する法律第14条第2項、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第73条第4項又は難病の患者に対する医療等に関する法律第25条第4項の規定により医療機関に対する診療報酬又は一般疾病医療費若しくは医療費に相当する額の支払に関する事務を委託されたときは、その支払に必要な事務を行うこと。

四 防衛省の職員の給与等に関する法律第22条第3項（第1号に係る部分に限る。）の規定により、療養を担当する者が国に対して請求することができる診療報酬の額の審査に関する事務及びその診療報酬の支払に関する事務を委託されたときは、これらに必要な事務を行うこと。

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第29条の9又は麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号）第58条の15の規定により、これらの規定に規定する審査、額の算定又は診療報酬の支払に関する事務を委託されたときは、これらに必要な事務を行うこと。

3 この機構は、前2項に定める業務の遂行に支障のない範囲内で、国、都道府県、市町村又は独立行政法人（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。以下同じ。）の委託を受けて、国、都道府県、市町村又は独立行政法人が行う医療に関する給付であって厚生労働大臣の定めるものについて医療機関が請求することができる費用の額の審査及び支払に関する事務を行うことができる。

4 この機構は、前3項に規定するもののほか、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

一 保険者との財政調整に関する業務

イ 高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項第1号に規定する保険者から前期高齢者納付金等を徴収し、保険者に対し前期高齢者交付金を交付する業務

ロ 高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項第2号に規定する保険者から後期高齢者支援金等を徴収し、後期高齢者医療広域連合に対し後期高齢者交付金を交付する業務

ハ 高齢者の医療の確保に関する法律第139条第1項第3号に規定する後期高齢者医療広域連合から出産育児支援金を徴収し、保険者から出産育児関係事務費拠出金を徴収し、及び保険者に対し出産育児交付金を交付する業務

ニ 介護保険法（平成9年法律第123号）第160条第1項に規定する医療保険者から納付金を徴収し、市町村に対し介護給付費交付金及び地域支援事業支援交付金を交付する業務

二 高齢者の医療の確保に関する法律第139条第2項に規定する厚生労働大臣の認可を受けて、同法第1条に規定する目的の達成に資する事業

三 高齢者の医療の確保に関する法律附則第11条に規定する保険者から病床転換支援金等を徴収し、都道府県に対し病床転換助成交付金を交付する業務

四 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号）第26条に規定する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給する業務

五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の25第1項各号に掲げる流行初期医療確保措置関係業務

六 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第71条の15第1項各号に掲げる支援納付金関係業務（以下「子ども・子育て支援納付金関係業務」という。）

七 前各号の業務に附帯する業務

5 この機構は、第1項第14号に掲げる業務を行おうとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

（契約）

第34条 この機構が、前条第1項第1号、第2号及び第8号から第12号まで、第2項並びに第3項の業務を行う場合には、保険者、国、都道府県、市町村若しくは独立行政法人又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事とそれぞれその事務執行に要する費用につき契約を締結しなければならない。

（事務の執行に要する費用）

第35条 この機構は、各保険者（第33条第2項第2号から第5号まで及び第3項の場合においては国、都道府県、市町村若しくは独立行政法人又は厚生労働大臣若しくは都道府県知事）に同条第1項第8号から第11号まで並びに同条第2項第2号から第5号まで及び第3項に規定する業務に関する事務の執行に要する費用を、その提出する診療報酬請求書の数及び当該診療報酬請求書の審査の内容を基準として負担させるものとする。

（意見聴取）

第36条 この機構は、第33条第1項第7号に掲げる業務の運営に関する事項を定めるに当たっては、当該業務に関し専門的な知識及び経験を有する者の意見を聴かなければならない。

（審査委員会）

第37条 この機構は、第33条第1項第10号及び第11号、第2項第4号及び第5号並びに第3項の審査並びに同条第2項第2号の意見を述べる業務（厚生労働大臣の定める診療報酬請求書に係るものを除く。以下「審査等」という。）を行うため、本部の下に審査委員会を置き、その所在地は別表第1のとおりとする。

2 審査委員会の委員は、診療担当者を代表する者、保険者を代表する者及び

学識経験者のうちからそれぞれ理事長が委嘱するものとし、その数は、診療担当者を代表する者及び保険者を代表する者については、それぞれ同数とする。

3 前項の委嘱は、診療担当者及び保険者を代表する者については、所属団体の推薦によらなければならない。

4 審査委員の定数は、理事長がこれを定める。

5 審査委員による診療報酬請求書の審査等を補助するとともに、医療機関及びこの機構の業務の関係団体との調整を行うため、本部の下に審査委員会事務局を置き、その所在地は審査委員会の所在地とする。

(報告の求め等)

第38条 審査委員会は、診療報酬請求書に係る審査等のため必要と認めるときは、地方厚生局長又は地方厚生支局長の承認を得て、当該診療担当者に対して出頭及び説明を求め、報告をさせ、又は診療録その他の帳簿書類の提示を求めることができる。

2 前項の規定によって、審査委員会の請求により出頭した診療担当者に対しては、機構は旅費、日当及び宿泊料を支給する。ただし、その提出した診療報酬請求書、報告書又は診療録その他の帳簿書類の記載が不備又は不当であったため出頭を求められて出頭した者に対しては、この限りでない。

3 前項の規定により支給する旅費、日当及び宿泊料に関し必要な規定は理事長がこれを定める。

4 第1項及び第2項において、診療担当者とするのは、第33条第1項第1号、第2項第2号、第4号及び第5号並びに第3項に規定する医療を担当する機関の提出する診療報酬請求書に関する場合においては、当該機関とする。

(診療報酬支払の一時差し止め)

第39条 前条の規定により審査委員会の要求があった場合において、診療担当者が、正当の理由がなく出頭若しくは説明を拒み、報告をせず、又は診療録その他の帳簿書類の提示を拒んだときは、機構は、地方厚生局長又は地方厚生支局長の承認を得て、その者に対して診療報酬の支払を一時差し止めることができる。

(特別審査委員会)

第40条 この機構は、第37条第1項に規定する厚生労働大臣の定める診療報酬請求書について第33条第1項第10号及び第11号、第2項第4号及び第5号並びに第3項の審査並びに同条第2項第2号の意見を述べる業務を行うため、本部に、特別審査委員会を置く。

2 第15条第5項、第37条第2項から第4項まで並びに第38条及び前条の規定は、特別審査委員会について準用する。この場合において、第38条第1項及び前条中「地方厚生局長又は地方厚生支局長」とあるのは「厚生労働大臣」と、それぞれ読み替えるものとする。

(審査委員長会議)

第41条 この機構は、診療報酬請求書の審査等の取扱いに関する調整をすることその他の審査等に関する重要事項の調査審議を行うため、本部に全国審査委員長会議を置く。

2 この機構は、別表第2に定める区域内の診療報酬請求書の審査等の取扱いに関する調整をすることその他の審査等に関する重要事項の調査審議を行うため、第43条第1項に規定する中核審査事務センターごとにブロック別審査委員長会議を置く。

3 前2項に定めるもののほか、全国審査委員長会議及びブロック別審査委員長会議に必要な事項は、理事長が別に定める。

(審査運営協議会)

第42条 この機構は、本部の下に審査運営協議会を置き、その所在地は審査委員会の所在地とする。

2 審査運営協議会は、協議会委員8人をもって構成する。

3 協議会委員は、保険者を代表する者、被保険者を代表する者、診療担当者を代表する者及び公益を代表する者につき、理事長が各々同数を選任する。

4 次条に規定する中核審査事務センター及び地域審査事務センター（以下「審査事務センター」という。）の長は、必要がある場合には、統括する審査委員会事務局の所在地の審査運営協議会に出席することができる。

5 審査運営協議会は、審査支払運営委員会において議決した事項の範囲内において、審査委員会及び審査委員会事務局の審査運営に関して必要な事項を協議する。

6 審査運営協議会は、所在地の審査委員会事務局を統括する審査事務センターの運営に関して意見を述べることができる。

7 前5項に定めるもののほか、審査運営協議会の運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(審査事務センター)

第43条 この機構は、診療報酬請求書の審査等に係る事務を行うとともに、別表第2に定める区域内の診療報酬請求書の審査等の取扱いに関する調整をするため、本部の下に中核審査事務センターを置き、その所在地及び管轄区域は別表第3のとおりとする。

2 この機構は、診療報酬請求書の審査等に係る事務を行うため、本部の下に地域審査事務センターを置き、その所在地及び管轄区域は別表第3のとおりとする。

3 審査事務センターは、本部の指示の下に、管轄区域内の診療報酬請求書の審査等に係る事務に関して審査委員会と連携するとともに、管轄区域内の審査委員会事務局を統括するものとする。

(業務方法書)

第44条 この機構は、高齢者医療制度関係業務、病床転換助成事業関係業務、

介護保険関係業務、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務、流行初期医療確保措置関係業務及び子ども・子育て支援納付金関係業務に関し、高齢者医療制度関係及び病床転換助成事業関係業務方法書、介護保険関係業務方法書、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務方法書、流行初期医療確保措置関係業務方法書及び子ども・子育て支援納付金関係業務方法書を作成し、厚生労働大臣（子ども・子育て支援納付金関係業務方法書にあってはこども家庭庁長官）の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

（役員等の秘密保持義務）

第45条 運営会議の委員、審査委員若しくはこの機構の役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、その職務に関して知り得た秘密を故なく漏らしはならない。

（安全管理措置）

第46条 この機構は、第33条に規定する業務のために取り扱う情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（漏えい等の報告）

第47条 この機構は、前条に規定する情報の漏えい、滅失、毀損その他の当該情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれがある事態として厚生労働省令で定めるものが生じたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該事態が生じた旨を厚生労働大臣に報告しなければならない。

（業務の委託）

第48条 この機構は、厚生労働大臣の認可を受けて、医療情報化推進業務の一部を連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができる。

第2節 中期計画等

（中期計画）

第49条 この機構は、医療情報化推進方針（医療介護総合確保法第11条の2第1項に規定する医療情報化推進方針をいう。次項第1号において同じ。）に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、医療情報化推進業務の運営その他の医療情報化推進の実施に関する中期計画（以下「中期計画」という。）を作成し、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 医療情報化推進方針に基づく医療情報化推進のために達成すべき目標に関する事項
- 二 前号の目標を達成するために取り組むべき措置に関する事項

三 その他厚生労働省令で定める医療情報化推進業務の運営に必要な事項

3 この機構は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

4 この機構は、第2項第1号に掲げる目標の達成に資するため、同項第2号及び第3号に掲げる事項の実施において、連合会、地方公共団体、保険者、医療機関等その他の関係者と相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(年度計画)

第50条 この機構は、毎事業年度の開始前に、前条第1項の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、その事業年度の医療情報化推進業務の運営に関する計画（次条第3項において「年度計画」という。）を定め、これを厚生労働大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(評価)

第51条 この機構は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、厚生労働大臣の評価を受けなければならない。

一 次号及び第3号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における医療情報化推進業務の実績

二 中期計画の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における医療情報化推進業務の実績及び中期計画の期間の終了時に見込まれる中期計画の期間における医療情報化推進業務の実績

三 中期計画の期間の最後の事業年度 当該事業年度における医療情報化推進業務の実績及び中期計画の期間における医療情報化推進業務の実績

2 この機構は、前項の評価を受けようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、各事業年度の終了後3月以内に、同項第1号、第2号又は第3号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を厚生労働大臣に提出するとともに、公表しなければならない。

3 この機構は、第1項の評価の結果を、中期計画及び年度計画並びに医療情報化推進業務の運営の改善に適切に反映させるとともに、毎年度、評価結果の反映状況を公表しなければならない。

第6章 財務及び会計

(事業年度)

第52条 この機構の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(予算等)

第53条 この機構は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事

業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財産目録等）

第54条 この機構は、毎事業年度、財産目録及び事業状況報告書を作成し、当該事業年度の終了後3月以内に厚生労働大臣に提出するものとする。

2 この機構は、前項の規定により財産目録及び事業状況報告書を厚生労働大臣に提出するときは、これに関する監事の意見書を添付するものとする。

3 この機構は、第1項の規定により厚生労働大臣に提出した財産目録及び事業状況報告書を公告し、かつ、これを本部に備えて置かなければならない。

（勘定区分）

第55条 この機構の会計においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

2 この機構は、その経理を明らかにするために必要に応じ経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けて経理するものとする。

3 この機構は、医療情報化推進業務に係る経理については、その他の業務に係る経理と区分して整理しなければならない。

4 この機構は、医療情報化推進業務と医療情報化推進業務以外の業務の双方に関連する収入及び費用については、適正な基準によりそれぞれの業務に配分して経理しなければならない。

（利益及び損失の処理）

第56条 この機構は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

2 この機構は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

（高齢者医療制度関係業務会計等）

第57条 高齢者医療制度関係業務、病床転換助成事業関係業務、介護保険関係業務、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務、流行初期医療確保措置関係業務及び子ども・子育て支援納付金関係業務に関する会計は、第52条から前条までの規定にかかわらず、それぞれ高齢者の医療の確保に関する法律、介護保険法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律及び子ども・子育て支援法並びにこれらの法律に基づく命令の定めるところによる。

第7章 雑則

(実施規程)

第58条 この定款に定めるもののほか、この機構の運営に関し必要な事項は、理事長が定める。

(定款の変更)

第59条 この定款を変更しようとするときは、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。

(公告)

第60条 この機構の公告は、官報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により、これを行う。

附 則

第1条 この定款は、令和8年10月1日から施行する。

第2条 医療法等の一部を改正する法律（令和7年法律第87号。以下「改正法」という。）施行前の社会保険診療報酬支払基金は、改正法附則第20条に基づき、この定款の施行日までに、変更後の定款第5条第2項から第5項までの規定の例により、変更前の定款第18条による理事会において運営会議の委員を選任し、厚生労働大臣の認可を受けるものとする。

第3条 この定款の施行の際現に在職する理事長、理事（次項の理事を除く。この項において同じ。）又は監事は、その選任について、改正法附則第21条第1項の規定に基づき、第16条第6項の厚生労働大臣の認可を受けた理事長、理事又は監事とみなす。

2 この定款の施行の際現に在職する理事のうち、改正法による改正前の社会保険診療報酬支払基金法第10条第3項の規定によりそれぞれの所属団体が推薦した者である理事は、その選任について、それぞれこの定款の施行日に、改正法附則第21条第2項の規定に基づき、第16条第6項の厚生労働大臣の認可を受けた審査支払運営委員とみなす。

3 前2項の規定によりその選任について厚生労働大臣の認可を受けたものとみなされる理事長、理事、監事又は審査支払運営委員の任期は、この定款の施行の日から起算する。

第4条 この定款の施行の際現に在職する顧問は、第21条第2項の規定により運営会議の議決を経て理事長に選任された顧問とみなす。

2 この定款の施行の際現に在職する常任顧問は、第21条第3項の規定により理事長の指定を受けた常任顧問とみなす。

第5条 この定款の施行の際現に在職する参与は、第22条第2項の規定により理事長に選任された参与とみなす。

第6条 この定款の施行の際現に在職する職員は、第23条の規定により理事長の任命を受けた職員とみなす。

第7条 令和8年度の第50条に規定する年度計画は、同条中「毎事業年度の開始前に前条第1項の認可を受けた」とあるのは、「令和8年10月1日以

後最初の中期計画について前条第1項の認可を受けた後遅滞なく、その」とする。

第8条 この機構は、当分の間、診療報酬請求書の審査等に係る事務を行うため、審査事務センターの下に審査事務センター分室を置き、その所在地及び管轄区域は別表第3のとおりとする。

別表第1（第37条第1項関係）

審査委員会の名称	所在地
北海道社会保険診療報酬請求書審査委員会	北海道札幌市
青森県社会保険診療報酬請求書審査委員会	青森県青森市
岩手県社会保険診療報酬請求書審査委員会	岩手県盛岡市
宮城県社会保険診療報酬請求書審査委員会	宮城県仙台市
秋田県社会保険診療報酬請求書審査委員会	秋田県秋田市
山形県社会保険診療報酬請求書審査委員会	山形県山形市
福島県社会保険診療報酬請求書審査委員会	福島県福島市
茨城県社会保険診療報酬請求書審査委員会	茨城県水戸市
栃木県社会保険診療報酬請求書審査委員会	栃木県宇都宮市
群馬県社会保険診療報酬請求書審査委員会	群馬県前橋市
埼玉県社会保険診療報酬請求書審査委員会	埼玉県さいたま市
千葉県社会保険診療報酬請求書審査委員会	千葉県千葉市
東京都社会保険診療報酬請求書審査委員会	東京都豊島区
神奈川県社会保険診療報酬請求書審査委員会	神奈川県横浜市
新潟県社会保険診療報酬請求書審査委員会	新潟県新潟市
富山県社会保険診療報酬請求書審査委員会	富山県富山市
石川県社会保険診療報酬請求書審査委員会	石川県金沢市
福井県社会保険診療報酬請求書審査委員会	福井県福井市
山梨県社会保険診療報酬請求書審査委員会	山梨県甲府市
長野県社会保険診療報酬請求書審査委員会	長野県長野市
岐阜県社会保険診療報酬請求書審査委員会	岐阜県岐阜市
静岡県社会保険診療報酬請求書審査委員会	静岡県静岡市
愛知県社会保険診療報酬請求書審査委員会	愛知県名古屋
三重県社会保険診療報酬請求書審査委員会	三重県津市
滋賀県社会保険診療報酬請求書審査委員会	滋賀県大津市
京都府社会保険診療報酬請求書審査委員会	京都府京都市
大阪府社会保険診療報酬請求書審査委員会	大阪府大阪市
兵庫県社会保険診療報酬請求書審査委員会	兵庫県神戸市
奈良県社会保険診療報酬請求書審査委員会	奈良県奈良市
和歌山県社会保険診療報酬請求書審査委員会	和歌山県和歌山市
鳥取県社会保険診療報酬請求書審査委員会	鳥取県鳥取市
島根県社会保険診療報酬請求書審査委員会	島根県松江市
岡山県社会保険診療報酬請求書審査委員会	岡山県岡山市
広島県社会保険診療報酬請求書審査委員会	広島県広島市
山口県社会保険診療報酬請求書審査委員会	山口県山口市
徳島県社会保険診療報酬請求書審査委員会	徳島県徳島市

香川県社会保険診療報酬請求書審査委員会	香川県高松市
愛媛県社会保険診療報酬請求書審査委員会	愛媛県松山市
高知県社会保険診療報酬請求書審査委員会	高知県高知市
福岡県社会保険診療報酬請求書審査委員会	福岡県福岡市
佐賀県社会保険診療報酬請求書審査委員会	佐賀県佐賀市
長崎県社会保険診療報酬請求書審査委員会	長崎県長崎市
熊本県社会保険診療報酬請求書審査委員会	熊本県熊本市
大分県社会保険診療報酬請求書審査委員会	大分県大分市
宮崎県社会保険診療報酬請求書審査委員会	宮崎県宮崎市
鹿児島県社会保険診療報酬請求書審査委員会	鹿児島県鹿児島市
沖縄県社会保険診療報酬請求書審査委員会	沖縄県那覇市

別表第2（第41条第2項及び第43条第1項関係）

中核審査事務センターの名称	区域
東北審査事務センター	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東審査事務センター	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県
中部審査事務センター	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿審査事務センター	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中四国審査事務センター	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州審査事務センター	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別表第3（第43条第1項及び第2項並びに附則第8条関係）

中核審査事務センターの 名称（所在地）	地域審査事務センターの 名称（所在地）	審査事務センター分室の 名称（所在地）	管轄区域
東北審査事務センター （宮城県仙台市）	北海道審査事務センター （北海道札幌市）		北海道
		東北審査事務センター盛岡分室（岩手県盛岡市）	青森県、岩手県、秋田県
			宮城県、山形県、福島県
関東審査事務センター （東京都豊島区）	北関東地域審査事務センター（埼玉県さいたま市）		栃木県、埼玉県
		北関東地域審査事務センター高崎分室（群馬県高崎市）	群馬県、新潟県、長野県
			茨城県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
中部審査事務センター （愛知県名古屋市）	北陸地域審査事務センター（石川県金沢市）		富山県、石川県、福井県
			岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿審査事務センター （大阪府大阪市）			滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中四国審査事務センター (広島県広島市)	四国地域審査事務センター (香川県高松市)		徳島県、香川県、 愛媛県、高知県
		中四国審査事務センター 米子分室(鳥取県米子市)	鳥取県、島根県
			岡山県、広島県、 山口県
九州審査事務センター (福岡県福岡市)		九州審査事務センター熊本 分室(熊本県熊本市)	熊本県、鹿児島県
			福岡県、佐賀県、 長崎県、大分県、 宮崎県、沖縄県